

平成29年度 ゆうかり学園事業計画（案）

《事業名》

『就労移行支援・就労継続支援A/B型・生活介護・施設入所支援・短期入所』

【1】運営の基本方針

利用者の自立をいかに手助けするかをモットーに利用者の長所・利点を伸ばし、生活への意欲と自信を持てるように支援する。日常生活を送る上で必要とされる習慣を身につけ、自分の事は出来る限り自分で、という身辺自立から社会に適応する自立能力を高めるよう支援する。また仕事に対する興味と自信が持てるような、魅力ある日中活動の場を提供する。

「自立」「勤労」「明朗」

【2】平成29年度の概要

平成29年3月17日時点

事業	定員	期首	現員
就労移行支援	10	6	6
就労継続支援A型	10	6	6
就労継続支援B型	45	37	37
生活介護	75	79	76
施設入所支援	60	58	47
短期入所	4	1	3

※自立訓練：平成27年3月31日より3年間の休止中

就労移行支援の利用者1名が、有限会社ニッセイ鹿児島へ就職することができた。今年度事業を続けるために6名の延長を行う。今後は養護学校への働きかけを行い、卒業生の募集を早急に行い就労事業を充実させていく。

入所利用者の更なる快適な暮らしが送れるように日課、日中活動の検討も視野に入れ取り組んでいく。特に日中活動は、工賃アップ研修を受講した支援員を中心に生産体制の強化も努力していく。

【3】本年度の重点目標

1. 利用者の福祉向上

(1) 利用者の生活支援

より快適な生活とは“どのような暮らしぶりなのか”を当事者の意見を反映させながら検討していく。必要に応じて、日課等も修正しながら生活環境の確立を図る。

(2) 利用者の余暇活動の活性化

○土・日曜日（休日）の活用

- ・買物・外出の機会を設ける。年間計画作成で楽しみをもって過ごす
- ・余暇活動としてのサークル、クラブ活動の実施
- ・希望者に対する趣味の活用支援

従来通り、絵画・レクリエーション・スポーツ・太鼓・生け花など余暇活動に興味を持ってもらうように創意工夫しまた地域行事に対しても積極的に参加する。

(3) 個人・グループ外出の実施

近くの団地内商店への買い物、歯科治療など、自ら外出できる利用者には、個人又はグループ外出を積極的に支援する。

(4) 見学旅行の実施

数グループにて、旅行先をそれぞれ設定し実施する。旅行社との連携を密にし行事検討委員会を中心に行程に無理がないよう、また個人のペースに合わせ楽しめる旅行を企画し実施する。

2. 利用者の日中活動・生活支援

(1) 全利用者の働く場の確保

障害の程度にかかわらず全ての利用者が何らかの仕事に従事し、喜んで働く勤労の喜びを味わい、自ら“やれば出来る”という自立の精神・意欲を培う。

(2) 生活のリズムの維持

エンパワメントを重視しつつ、個人の生活リズムを確立できるよう支援する。

(3) 基礎学習

個人の能力に応じて、可能な範囲での学習プログラムを作成する。

(社会生活のルール等)

(4) 文化的活動

個人の意欲及び興味によって参加する。

(音楽／太鼓／絵画／生花／手芸等)

(5) スポーツ的活動

個人の身体能力に応じて、無理をしない範囲で参加する。

(ソフトボール／ソフトバレー／グラウンドゴルフ等)

3. 地域社会へのステップアップ

(1) 利用者の企業実習の実施（就労移行事業の推進）

社会参加の一環として、地域社会や企業の協力を得て利用者を2、3名1組として、企業等での実習・研修を実施する。企業の社員との交流、通勤時の交通ルールや社会生活のマナーを習得できるよう支援する。

4. 地域ケアの推進

(1) 養護学校実習生の受け入れ

養護学校生の体験学習としての受け入れについては、学校・保護者との事前連絡を密に行い、充実した実習が提供できるよう職員全体の意識を高める。

(2) ショートステイの受け入れ

利用当事者の情報を事前に可能な限り把握し、ショートステイ期間中、快適に過ごせるよう職員全体の意識を高める。

(3) ゆうかり保育園との交流

保育園児が芋掘りや、各種果樹・野菜の収穫体験の場として、ゆうかり学園を活用するとともに利用者との交流を通じてお互いの情操教育に資する。また利用者が、保育園の保育士の補助スタッフとして幼児支援の体験などを行なう取り組みを支援する。

5. 環境及び施設整備

(1) 園内外の美化

花壇の植え付け整備をはじめ、施設内空間の環境美化の徹底を図る。また施設周辺の道路清掃などによって地域の美化活動に貢献する。

(2) 娯楽室の内部整理と充実

各寮の娯楽室をプレイルーム化し、日中活動(創作部)で活用—絵画、音楽鑑賞

6. 職員の職務規律の徹底

(1) 別に定める「平成29年度業務分掌」に従い、それぞれの役割についての責任を全うする。

(2) 日々の業務日誌、ケース記録を確実に記述し、職員相互の連携を図る。

(3) 各種会議には必ず出席し、常に最新の情報把握に努める。

(4) 職務遂行中の職員間の私語を慎み、利用者中心の支援を行う。

(5) 「人権侵害ゼロへの誓い」の遵守を目指し、職員相互の研鑽を深める。

(6) 職員の職務怠慢、事故発生に対しては、始末書に記録し、厳重に注意するものとする。

7. 職員の研修

(1) 園内職員会議（各寮会議・日中活動部会・主任会議・全体会議等）を実施。

(2) ケース会議（個別支援計画の進展状況把握及びモニタリングに向けて）

(3) 全国、九州、県内の各研修会への参加

(4) 特殊技術研修会への出席

社会体育、畜産、園芸、木工、食品加工等の研修会に参加し技術の向上に努める

(5) 各種マニュアルに沿って、ゆうかり学園職員としての自覚の元、職務を遂行する。マニュアルに関しては、年度末に見直し、必要に応じて修正を行う。

8. 人事考課の実施

(1) 4月「目標管理シート」「自己申告書」に基づき目標を設定し、面接を行う。

(2) 10・11月「人事考課表」に基づき考課測定と共に面接を行う。

(3) 人事考課については実施前の研修を行い、あくまでもスキルアップの指標として日々の業務に活かす事を目的とする。第2次考課者（主任クラス）については、定期的に研修を実施し、法人・施設の方向性に合致した職員像を共通認識として常に持ち続ける。

9. 大学・短大・福祉系大学・専門学校・高校生の実習施設としての受け入れ

従来からの受け入れをさらに積極的に、計画的に実施し、人材育成と人材確保の一環とする。

10. 保護者との連携を深める

- (1) 利用者の家族との連携を保つために
 - ・土日を利用しての自宅帰省
 - ・重度者、遠距離者の対応
 - ・友人、職員同伴の帰宅
 - ・安全確保と責任所在の明確化(帰省・外出届、本人外出の際の書類・連絡方法等)
- (2) 面会日(従来は毎月第1日曜)は、期日を指定せず実施できるものとする。また保護者同伴の外出(行事等)やふれあいを深める「家族会」の開催など利用者と保護者の交流の場を多くつくり、特に兄弟姉妹との連携が取れるように努める。
- (3) 家庭通信発送
各担当職員のケース記録をもとに、利用者の状況を書面で家庭へ伝える(毎月発送)。家族からの要望等も、担当職員を中心に随時受け付け、場合によっては苦情解決の手続きをとる。
- (4) 個別支援計画の作成(サービス管理責任者)
作成した個別支援計画を保護者とともに検討する機会を設ける。
- (5) 苦情解決システムの導入
利用者・家族からの施設に対する相談・苦情を解決するための一連の流れを示し、活用してもらう。

1.1. 地域社会との交流

- (1) 地域運動会、六月灯など地域の各行事には積極的に参加し、地域に対しても災害時援助など協力を依頼する。
- (2) 「ぽおくしよっふ遊花里」「ふれあいバザー」「夏祭り」「ゆうかり保育園バザー」等、地域住民への利用・参加を呼びかけ、交流の場とする。
- (3) 家庭裁判所の委託を受けて、非行少年の福祉施設での奉仕・研修事業の依頼があった場合は対応する。